

令和 7 年 第 3 回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和 7 年 3 月 1 0 日（月）午前 9 時 5 7 分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第 3 会議室
3. 委員総数	1 2 名
4. 出席した委員（1 1 名）	1 番 佐々木純子 2 番 加藤朋光 3 番 佐々木鋼記 4 番 須田貴志 5 番 齋藤一成 6 番 巴 朋之 7 番 須藤孝子 8 番 須田 久 10 番 森 孝良 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤盛雄 ）
5. 欠席した委員（1 名）	9 番 佐藤久美子
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	8 番 須田 久 10 番 森 孝良
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 副主幹 齊藤雄介
9. 議事日程	第 1 議事録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議
報告第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について ・・・【 2 1 件】
議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について ・・・【 2 件】
議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 1 件】

議案第 9 号	農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について ・・・【 1 件】
議案第 1 0 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について ・・・【 1 2 9 件】
議案第 1 1 号	農用地利用集積等促進計画案に関する承認について ・・・【 3 9 件】
議案第 1 2 号	特定農地の貸付けの承認について ・・・【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 7 年第 3 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前 9 時 5 7 分)

◇会長 おはようございます。
いよいよ春めいてきましたけれども、まだまだ寒い日が続いております。
明日は東日本大震災が発生した日であります。大船渡では山林火災が続いておりまして、震災によって高台に住宅を建てたのに、今度は火災に見舞われた方も居るようで、何と言ってよいか言葉も浮かびませんが、ようやく鎮圧ということで、住民の方も少しは安堵したところかと思われます。
今日は任期最後の総会となります。終了後少しあいさつさせていただきたいと思いますので、スムーズな審議をお願いしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

◆事務局長 ありがとうございます。
これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第 6 条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願いします。

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。9 番佐藤久美子委員より欠席の届け出がありました。
ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
8番 須田久 委員 10番 森孝良 委員の両名にお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。
会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告
2月21日、地区別の農地利用最適化活動報告研修会が秋田市のホテルでありまして、遠藤職務代理、佐々木純子委員、事務局職員が出席しております。
また同日、にかほ市議会が開会し、人事案件については即日採決され、令和7年度からの農業委員の任命について議会の同意を得ております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書9ページからとなります。
報告第4号－1から9は、芹田地区内の農地でありまして、昨年4月の総会で利用権設定の承認を頂いたものであります。当時、予定されていた受人が総会前に亡くなり、9月の総会で、その方の借入予定だった農地を暫定的な措置として権利設定しております。今般、春からの営農に向け地区内で協議し、新たな受人と権利設定するため解約するものです。当該農地については全て議案第10号へ上程されております。
報告第4号－10と11は、新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、それぞれ議案第10号－30と32へ上程されております。
報告第4号－12と13は、受人の体調不良により、農地の

集約と規模縮小するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、それぞれ議案第 11 号－4 と 2 へ上程されております。

報告第 4 号－14 は、耕作不便なため解約するものです。

報告第 4 号－15 は、これまでの耕作者が亡くなったため、第 4 号－16 は、新たに利用権を設定するため解約するものです。新たな利用権の設定として、それぞれ議案第 10 号－47 と 46 へ上程されております。

報告第 4 号－17 は、受人の結婚、出産で、段階的に規模縮小することから解約するものです。当該地につきましては、新たな利用権の設定として、議案第 10 号－63 へ上程されております。

報告第 4 号－18 は、これまで受人が農地を集積して規模拡大してきたところですが、集約化も図っていききたいことから、隣接農地の耕作者に引き受けを打診したところ承諾が得られたことから、解約するものです。新たな利用権の設定として、議案第 10 号－64、65 へ上程されております。

報告第 4 号－19 は、新たに利用権を設定するため解約するものです。今月の議案には上程されておりませんが、今後上程される見込みとなっております。

報告第 4 号－20 と 21 も新たに利用権を設定するため解約するものです。なお、新たな利用権の設定として、それぞれ、議案第 10 号－98、議案第 7 号－1 へ上程されております。

◇議長

報告第 4 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないので、報告第 4 号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 14 ページになります。

議案第 7 号－1 と 2 は受人が同一で解除条件付賃借権の新設であります。受人は、昨年度の「農業委員会だより」で紹介しております、横岡地区でゲストハウス「麓ます」を運営する株式会社 Ventos (ベントス) であります。

横岡地区で活動をする中で、手伝いという形で農作業を経験させてもらっていましたが、本格的に農業にも取り組みたいと考え地域の方に相談したところ、指導や協力を得られることになりましたので、権利設定しようとするものです。契約条件は議案に記載のとおりであります。受人の農業の技術が未知数なところもありますが、地域の協力を得られるということですので、許可要件を満たすものと考えます。

◇議長

議案第 7 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようであります。議案第 7 号－1 と 2 については受人が同一でありますので、一括して採決します。

議案第 7 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 15 ページになります。

議案第 8 号は、贈与による所有権移転であります。1 月の総会でも同じ譲渡人及び譲受人による所有権移転の案件がありました。申請地は、前回の申請地と宅地を挟んで隣接する農地で、一体的に利用されております。そのため、前回の申請地と今回の申請地が一筆と勘違いしてしまったもので、今回改めて許可申請するものであります。

◇議長

議案第 8 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第 8 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第 9 号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書 16 ページからになります。

議案第 9 号につきましては、昨年 9 月の総会において農地転用の許可申請があり、10 月に秋田県知事より許可のあったものであります。

変更の理由は 24 ページにありますとおり、開発区域内に埋蔵文化財が出土し利用に制限がかかったことから、住宅棟の配置の変更と棟数の増、それと市道拡幅による転用面積の減であります。28 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので横向きにしてご覧いただきたいと思います。

わかりづらいと思いますが、開発区域の真ん中右端に小山が確認出来るかと思えます。その左斜め下付近に埋蔵文化財が出土したものです。そのため、J 棟と K 棟を各 45 室から各 30 室として文化財出土部分を駐車スペースに変更し、I 棟の隣に新たに 30 室の L 棟を新設しようとするものです。

また、土地利用計画図の下の方に市道計画地とありますが、この転用が許可されたことにより市道を整備することとなりまして、社員寮と「ハルモニア・にかほ」の間にある市道を拡幅するため転用面積が減となったものであります。

◇議長

議案第 9 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第 9 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第１０号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。

まず、議案第１０号－１から４は、１１番 遠藤豊委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈１１番 遠藤豊委員 退席〉 (午前１０時１６分)

◇議長

議案第１０号－１から４について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第１０号－１から４は、賃借権の新設であります。報告第４号でも説明しておりますが、芹田地区内の農地は、昨年の４月の総会で利用権設定の承認を頂いたものであります。当時、予定されていた受人が亡くなり、９月の総会で、その方の借入予定だった農地を暫定的な措置として権利設定しております。今般、春からの営農に向け地区内で再調整し、権利設定するものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第１０号－１から４の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１０号－１から４について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

11番 遠藤豊委員 の入室を許可します。

〈11番 遠藤豊委員 着席〉

(午前10時17分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

先ほどの議案第10号ー1から4を含めましてであります、市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権設定の計画が合わせて129件でありまして、うち賃借権の新規が54件、再設定が65件、使用貸借権の新規が6件、再設定が4件で、利用権設定の総面積は868,874㎡です。

以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

件数が多いので主に新規の案件について説明いたします。

議案書31ページ、議案第10号ー5から13を説明いたします。

議案第10号ー5から13は、賃借権の新設であります。先ほどの案件同様、芹田地区内の調整により権利設定するものであります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書34ページの議案第10号ー14から64ページ、第10号ー59について説明します。

議案第10号ー16は、賃借権の新設であります。期間満了により返却された農地を、隣接農地を耕作する受人に新たに権利設定するものです。

議案第10号ー17から21は、受人が同一で、賃借権の新設であります。受人が隣接農地を耕作しており、その一帯を新たに借り受けようとするものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は案に記載のとおりであります。

議案書45ページからになります。

議案第10号ー28から33は、受人が同一で、賃借権の新設であります。28は、27の再設定と併せて全ての田を受人に貸し付けるものです。29から33は、これまで他の受け手が耕作していた農地又は自作していた農地ですが、体調不良等により、受人が引き受けることになったものです。34は、1

2の総会で解約の報告をして、この受人に新たに権利設定をしたものの、この筆が漏れていたため、改めて設定するものです。

議案書51ページからになります。

議案第10号ー36から39は、これまで渡人が代表を務めている法人に貸付けしておりましたが、期間満了により集落内の個人担い手に権利設定するものです。契約条件並びにそれぞれの受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案書56ページからになります。

議案第10号ー44は、使用貸借権の新設であります。大豆を作付けしておりまして、集落営農の関係で権利設定するものです。

議案第10号ー46と47は、賃借権の新設で、報告第4号にかかる農地であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第10号ー48は、賃借権の新設であります。受人は牛を飼っておりまして、ここ数年、近隣で採草できる農地を探しておりました。今回は、単なる採草ではなく、牧草を播種するために権利設定するものです。説明は以上です。

◇議長

議案第10号ー5から59までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第10号ー5から59について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

次の議案、議案第10号ー60から62は、7番 須藤孝子委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈7番 須藤孝子委員 退席〉

(午前10時25分)

◇議長 議案第１０号－６０から６２について、事務局の説明を求め
ます。

◆事務局長 議案書６４ページから６８ページです。
議案第１０号－６０から６２は、賃借権の再設定であります。
それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおり
であります。

◇議長 議案第１０号－６０から６２の説明が終わりました。ご質問、
ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１０号－６０から
６２について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求
めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

◇議長 ７番 須藤孝子委員 の入室を許可します。

〈７番 須藤孝子委員 着席〉 （午前１０時２６分）

◇議長 続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書６８ページ議案第１０号－６３から９１ページ第１０
号－１００まで説明いたします。同じく再設定の説明は省略さ
せていただきます。

議案第１０号－６３から６５は、全て報告第４号にかかる農
地で、いずれも賃借権の新設であります。６３は、前の受人の
結婚、出産により、解約された農地を兄に権利設定するもので
す。６４と６５は、前の受人の農地の集約化のため解約された
農地を、隣接の耕作者に権利設定するものです。それぞれの契

約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書 70 ページから 81 ページになります。

議案第 10 号－68 から 83 は、これまで農事組合法人が借りていた農地であります。平成 25 年から地域の担い手として何度か更新しながら権利設定しておりましたが、今年 1 月の期間満了を以て法人を解散することになったため、地域内での調整により、今回の議案となったものです。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書 82 ページになります。

議案第 10 号－84 は、賃借権の新設であります。受人の経営規模拡大と農地の集約のため権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案書 87 ページからになります。

議案第 10 号－94 から 96 は、渡人が同一で、いずれも賃借権の新設であります。賃借料で想像つくかと思いますが、全て「そば」を作付けしていた農地で、そば組合の組合員に設定するものです。

議案書 90 ページになります。

議案第 10 号－98 と 99 は、いずれも受人が同一で賃借権の新設であります。第 10 号－98 は、報告第 4 号にかかる農地で、隣接する 99 の農地と併せて権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第 10 号－63 から 100 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10番
森委員

議案書 71 ページからの、農事組合法人の関係について、もう少し詳しく説明願います。

◆事務局長

農地の所在と、渡人及び受人の住所をご覧いただければ共通点があって解りやすいかと思います。

象潟町西中野澤地区に、いわゆる集落型農業法人であります「くりやまの里」という農事組合法人が設立され、地区の農地を集積して耕作してきたところです。何度か権利設定を更新して頑張ってまいりましたが、法人の構成員の高齢化により、これまでのレベルを維持していくことが難しくなっておったとこ

ろです。

現在設定している権利の終期が１月であったことから更新せず、期間満了を以て、法人の解散が臨時総会にて承認されたため、集落内の個人担い手に引き継いでもらったということであります。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１０号－６３から１００について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案、議案第１０号－１０１から１１９は、６番 巴朋之委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第３１条及びにかほ市農業委員会会議規則第１８条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈６番 巴朋之委員 退席〉 (午前１０時３４分)

◇議長

議案第１０号－１０１から１１９について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書９１ページからとなりますが、ほぼ再設定となっておりますので９９ページをご覧ください。

議案第１０号－１１９は、賃借権の新設であります。これまで渡人が自作しておりましたが、離農のため権利設定するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第１０号－１０１から１１９の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１０号－１０１か
１１９について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を
求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

◇議長

６番 巴朋之委員 の入室を許可します。

〈６番 巴朋之委員 着席〉 （午前１０時３６分）

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書１００ページから１０４ページになります。

議案第１０号－１２０から１２９は、受人が同一で、解除条
件付きの賃借権及び使用貸借権の再設定であります。契約条件
並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第１０号－１２０から１２９までの説明が終わりました。
ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１０号－１２０か
ら１２９について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手
を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたしま
す。

◇議長

次に、議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積促進計画案について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第 11 号は、全て農地中間管理事業を活用した利用権の設定であります。賃借権の新規が 4 件、再設定が 33 件、使用貸借権の再設定が 3 件で、利用権設定の総面積は 530,134㎡です。

まず、議案第 11 号－1 から 7 まで説明いたします。こちらでも再設定の説明は一部省略させていただきます。

議案書 107 ページになります。

議案第 11 号－2 から 4 は、受人が同一で、2 と 4 は報告第 4 号にかかる農地です。以前の受人の体調不良による規模縮小と耕作地の見直しにより、今回の受人が引き受けることになったものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第 11 号－5 は、賃借権の新設であります。実質再設定であります。農地中間管理事業は令和 7 年から契約の更新時期を迎えます。当該地は平成 27 年に農地中間管理権が設定されましたが、その後、受け手が何度か変わっております。法人の代表が法人を設立する前の就農した頃に、個人として権利設定しており、更新するにあたり、法人として契約するため新規となっているものであります。

◇議長

議案第 11 号－1 から 7 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇2 番

加藤委員

第 11 号－5 について質問します。

私の担当地域であります。当該地域に 90a の農地があったのかと思ひまして、確認します。

◆事務局長

議案にあります農地は、現況は 6 枚の農地となっておりますが、登記上は一筆となっているものです。

◇議長

他にございませんか。

◇11番
遠藤委員

第11号－5について質問します。
受人の住所と農地の所在地が離れておりますが、耕作可能なのでしょうか。

◆事務局班長

ご相談を受けた際に、受人の住所と農地の所在地が離れておりますので、その旨確認しましたが、そこは大丈夫と伺っております。

◇5番
齋藤委員

私、受人と同級生でありましてよく知っております。彼は主に自宅周辺で広く経営しておりますが、以前から、もう少し規模拡大したいとの意向を聞いておりましたので、そこは間違いないと思います。

◇議長

他にございませんか。

◇8番
須田委員

要望ですので、回答は要りません。

いつも要望していることですが、その地域の方がその地域の農地を作るのであれば問題無いのですが、各地域にはそれぞれの共同活動に関する取り決めがありまして、他地域の方が作る場合には、例えば、所有者や前の耕作者から引き継がれていないとトラブルの元になりかねませんので、事務局からも、所有者及び新旧耕作者に一言話してもらえたらと思います。

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第11号－1から7について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次の議案、議案第11号－8は、4番 須田貴志委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈４番 須田貴志委員 退席〉

（午前１０時４７分）

◇議長

議案第１１号－８について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書１０９ページ、１１０ページとなります。

議案第１１号－８は、賃借権の再設定であります。こちらも、平成２７年に農地中間管理事業で権利設定されましたが、受け手が変わり、現在は権右衛門さんとなっているものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第１１号－８の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようであれば、議案第１１号－８について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

４番 須田貴志委員 の入室を許可します。

〈４番 須田貴志委員 着席〉

（午前１０時４８分）

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書１１１ページから１３６ページまでとなります。

議案第１１号－９から３９は、賃借権又は使用貸借権の再設定であります。こちらも平成２７年に農地中間管理事業で権利設定をしたものです。なお、１３２ページの第１１号－３５以降は、元々は「長岡美土里」さんが受け手だったのですが、こちらも権利設定期間内に「森建設」さんに受け手が変わったものです。

- ◇議長 議案第 11 号－9 から 39 までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第 11 号－9 から 39 について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。
- ◇議長 次に、議案第 12 号 特定農地の貸付けの承認について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長 議案書は 137 ページからになります。
- 議案第 12 号 特定農地の貸付けの承認につきましては、継続的に象潟地区で実施している「市民菜園」に係る特定農地の貸付けでありまして、市から毎年更新申請されています。
- 農地の貸し借りについては通常、農業委員会の許可が必要となりますが、趣味的な利用を目的とした、いわゆる「市民菜園」については、農業委員会の許可によらず貸付けできるという特例の承認を受けようとするものです。
- 例年、4 月の総会議案でありましたが、新年度早々に貸付けを行いたいとのことで、今月の議案となったものであります。
- ◇議長 議案第 12 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようであれば、議案第 12 号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 51 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第 27 条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和 7 年 3 月 10 日

議事録署名委員

総会議長	会長	印
委員	8 番	印
委員	10 番	印